

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する
衛生管理ガイドライン（令和5年4月1日改訂版）

R5. 4. 1

石川県教育委員会

1 保健管理体制

- ・学校においては、十分な感染症対策を行うことを生徒・保護者に説明し、理解を得る。
- ・学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、生徒への指導、保護者への連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医、学校歯科医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行う。

2 基本的な感染症対策

- ・文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、生徒が感染症予防について正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導する。
- ・また、「『3つの密（密閉・密集・密接）』を避ける」、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」「換気」など基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障する。その際、特に以下の内容について確認する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の基本、「①身体的距離の確保、②咳エチケット、③手洗い」について生徒にしっかり理解させる。
 - ◇ 人との間隔はできるだけとる。
 - ◇ 会話をするときには一定程度距離を保つ。
 - ◇ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）
 - (2) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。
 - (3) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。
- ・学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、以下の点に留意する。
 - (1) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても着用が推奨される。
 - (2) 様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が

流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられるが、その場合もマスクの着用を強いることのないようにする。

- (4) マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導する。
- (5) マスクを着用する場合は、その着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること、さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供する。
- ・学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて指導する。
- ・手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスターを掲示する。

3 通学について

- ・公共交通機関及びスクールバスを利用する生徒には、以下の点について指導する。
 - ◇ 発熱がある場合は乗車を見合わせる
 - ◇ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合には、マスクの着用を推奨する
 - ◇ 乗車中は会話を控える ◇ 手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない
 - ◇ 降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う
- ・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。
 - ◇ 可能な範囲で運行の工夫により、過密乗車を避ける
 - ◇ 座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話を控えることの徹底やマスクの着用を推奨する
 - ◇ ドアノブ、手すり等を消毒する ◇ 手洗いや咳エチケットの徹底
 - ◇ 窓を開けて換気する

4 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけとる。
- ・授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保するようにする。

5 健康管理に関すること

- ・生徒は登校前に自宅で検温し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、登校しないことを徹底する。この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等」とする。
- ・ワクチン接種を受ける場合及び副反応が出た場合の出欠の取扱いについては、「欠席」とはせずに、校長の判断で、「出席停止・忌引等」とすることも可能である。
- ・登校時に、健康観察表、グーグルクラスルーム、サーモグラフィ等を活用して検温結果及び体調を把握する。
- ・登校後、発熱等の風邪症状がある生徒は保護者に連絡した上で、帰宅させる。必要に応

- じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ・教育活動においては、教職員も、基本的にマスクの着用は必要ないが、教職員が何らかの理由でマスクを着用する場合に、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要であれば、鼻や口元が覆われる透明マスクの着用が考えられる。フェイスシールドのみを着用する場合は身体的距離をとる。
 - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
 - ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、生徒が密集しないように、また、会話の際には一定程度距離を保つよう注意喚起する。
- ・「3密」と「大声」に注意する。密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
- ・登校したら、まず手洗いをを行うよう指導する（手洗いでできない場合は手指の消毒）。学校に出入りする関係者にも同様のことを徹底する。
- ・次の6つのタイミングで手洗い（手洗いでできない場合は手指の消毒）を徹底する。
 - ◇ 教室に入るとき ◇ 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ◇ 食事の前後
 - ◇ 掃除の後 ◇ トイレの後 ◇ 共有のものを触ったとき手洗い場の混雑を避けるため、水道がある特別教室等の利用も検討する。
- ・スマートフォンは、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している可能性があることを生徒に充分理解させる。
- ・生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じて、マスクやマスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくるよう指導する。
- ・タオルやハンカチは貸し借りしないよう指導する。
- ・教室内等の換気を徹底する。エアコン使用時においても換気を行う。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常清掃を丁寧に行い、清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常清掃に消毒の効果を取り入れる。清掃は、換気の良い状況で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。

<普段の清掃・消毒のポイント>

- ▣ 使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ▣ 机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ▣ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、

水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも可。

- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
 - 器具・用具など共用するものは、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・ 消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
 - ・ 各学校は、必要に応じて使えるよう予備のマスクを用意しておく。
 - ・ 次に示す「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。

感染リスクが比較的高い学習活動

- ◇ 生徒が対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び一斉に大きな声で話す活動
- ◇ 室内で行う合唱、管楽器演奏
- ◇ 生徒がグループで行う実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- ◇ 組み合ったり接触したりする運動

感染症対策

- 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測する。
 - 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
 - その他、「令和4年7月14日付け感染拡大防止のための効果的な換気について」等を参考に適切な換気を行う。
 - 換気が十分であることが確認できない場合は、マスク着用を呼びかける。ただし、強要はしない。
- ・ 昼食時には食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意することが重要となる。具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
 - ・ 更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に生徒が密集することを避ける。
 - ・ 図書館は、利用前後の手洗い（手洗いでできない場合は手指の消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行う。

7 学校教育活動について

- ・ 感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、生徒の健やかな学びを保障する。
- ・ 学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子供たち

の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。

- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について、地域の感染状況等を踏まえ十分配慮する。
- ・健康診断を実施するに当たっては以下の点にも留意する。
 - ◇ 生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
 - ◇ 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においてはできるだけ間隔をあける。
 - ◇ 不要な会話や発声を控える。
- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・修学旅行については、その教育的意義に配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討する。ただし、海外への修学旅行や研修旅行については、行き先となる国の入国制限、行動制限の状況、帰国後の検疫体制の状況等について、外務省や厚生労働省の最新情報を踏まえ、適切に対応する。
- ・文化祭等については、教育的意義に配慮し、感染症対策を徹底した上で、実施を検討する。
- ・部活動については、本県の感染状況に応じた対応を行うことから、保健体育課・学校指導課発出の通知に従う。

8 寮や寄宿舎における感染症対策

- ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。その他の場所でも換気をこまめに行う。窓等がない場所では扇風機やサーキュレーターで空気の流れを作る。
- ・居室を複数で共用している場合や、浴室や食堂などでは、咳エチケットを徹底し、近距離での大声での会話を避ける。
- ・食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける。
- ・食堂では机や床に印をつけるなどして適切な間隔をあけ、向かい合って着席しないようにする。ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うことや料理のそばで会話を控えることに留意する。
- ・食事の前後、トイレ使用後には手洗いを徹底し、手を拭くタオルは共用としない。
- ・食堂の机、配膳台、冷蔵庫等の取っ手などは食事時間終了後に、消毒を行う。
- ・その他共用設備など複数人が頻繁に触る場所は定期的に消毒する。
- ・管理者及び居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・発熱や体調不良がある者は居室内など個室に隔離し、すぐに症状が治まったとしても、主要症状が消退した後3日程度を経過するまで感染症対策を徹底する。体調不良者が同時に複数名発生した場合は、学校医または医療機関に相談する。

9 生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・生徒に対して、様々な不安やストレスが生じた場合には、ホーム担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウ

ンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行う。

- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

10 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。
- ・「話し合おう”ワクチン”のこと」などを活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。
- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないが、学校教育活動において、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒に知られないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱に充分留意する。PCR検査等の結果の活用についても同様の扱いとする。

11 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。
- ・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

12 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- ・生徒・教職員の感染が確認された場合は、所定の様式を用いて県教委の各担当課へ連絡する。（生徒：保健体育課、教職員：教職員課、事務職員：庶務課、外国語指導助手：学校指導課）
- ・その際、個人情報の扱いには十分留意する。
- ・その後の対応については、県教委の担当課の指示に従う。

13 その他

- ・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。